

# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

令和5年6月  
兵庫県

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

### 1 兵庫県農業の現状

本県は、中央を横断する中国山地を境に、南部は乾燥した瀬戸内海型気候で、北部は積雪の多い日本海型気候であり、地形、地質、気候などの自然条件は地域により大きく異なっている。

このため、これらの特性を活かして日本の縮図といわれるほど多彩で特色のある農業が展開されており、酒米、たまねぎ、カーネーション、但馬牛・神戸肉等全国有数の生産を誇る農畜産物も多く、県内のみならず近畿圏の消費需要に役立っている。

### 2 兵庫県農業の課題

畜産、施設園芸等の着実な規模拡大、農用地の利用集積による土地利用型農業の規模拡大が進む一方で、労働環境が厳しいこと、他産業に比べて所得が低いこと、小規模分散型の農地所有が多いこと、定年延長による集落営農組織の世代交代が停滞していること等から、基幹労働力の減少及び農業従事者の高齢化、遊休農地の増大が進み、農業全般にわたって生産が停滞している。

### 3 兵庫県農業の推進指針

「<sup>みけぶくろ</sup>御食国ひょうご令和の挑戦～都市近郊の立地を活かした農林水産業の基幹産業化と五国の持続的発展～」の実現に向け、①基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開、②県民が安心して暮らせる活力ある地域の創出、③「農」の恵みによる健康で豊かな暮らしの充実を基本方向とした施策展開を図る。

### 4 今後の方針

地域の経済と雇用を支える農業の基幹産業化を実現するため、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう農業経営の目指すべき方向を明らかにし、その実現に向け、担い手の確保・育成、農地の有効利用に繋がる諸施策を一体的に進めていくことが重要である。

このため、地域の農業者等による協議の結果を踏まえ、市町が定める地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の下、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することを目的として、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにする。また、その目標達成に向けた農業経営の改善を計画的に進めようとする大規模稲作農家、複合経営稲作農家及び集落営農組織等に対する農用地の利用の集積、これらの

農業者の経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本県農業の健全な発展を図るものとする。

加えて、園芸作物等経営体や、少量多品目の生産、ECサイトによる直販に取り組むなど経営面積は小さくとも個性豊かで持続的な農業経営体による農地の有効活用も促進する。

また、近年では、田園回帰志向の高まりや社会情勢の変化により、多様な人材が農業に関心を持ちつつあるため、企業の農業への参画促進、半農半X人材等の定着支援などを積極的に推進し、農業に携わる人材の裾野を拡大する。

## 5 具体的な展開方向

### (1) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

地域において、現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者1人あたり1,800時間程度の水準を達成しつつ、地域その他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得が1農家当たり660万円程度（主たる従事者1人当たり540万円程度）を確保できるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

#### ア 新規就農者の確保に向けた目標

「ひょうご農林水産ビジョン2030」による経営体の育成目標を基本とし、個別及び組織経営体の動向、近年の新規就農者数の実態等を総合的に考慮して、新規就農者の確保目標を、毎年300人（50歳未満）とする。

#### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

地域において、現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者1人あたり1,800時間程度の水準を達成しつつ、生活に要する所得水準を勘案して、就農後概ね5年後の経営の目標は、主たる従事者1人当たり概ね200万円とする。

#### ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた取組

新規に就農した青年等が、就農計画に掲げた目標の速やかな達成を図るため、就農形態に応じた経営安定・地域定着までの一貫支援に取り組む。

特に、地域ぐるみで新たな担い手向けに農業と暮らしの両面の支援情報を「地域就農・定着応援プラン」として作成し、パッケージで提案・発信する地域については、就農希望者による円滑な就農・定着が実現できるよう、きめ細やかな相談・支援を行う。

### (3) 土地利用型農業の確立

地域の自然的、社会的、経済的条件及び営農条件に応じて、家族経営を中心とする個別経営体又は地域の農地の相当部分の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営をめざす特定農業団体、地域合意による共同作業等を行う集落営農組織、オペレーター組織等からの発展形態としての組織経営体を地域農業の重要な担い手と位置づ

ける。これらの経営体を育成するため、地域計画の策定の推進及び農地中間管理事業の積極的な活用により、利用権の設定等及び農作業の受委託等の積極的な促進を図り、農用地の面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）による経営規模の拡大を進める。

この場合において、営農継続を希望する自給的農家等と担い手等との適切な土地利用調整については、地域計画の策定・見直しに向けた地域での話し合いを通じて行うものとする。

#### (4) 集約型農業の確立

野菜、畜産、花き、果樹等については、多様な自然環境や都市近郊の立地、食品産業の集積など、兵庫の強みを最大限に活かし、需要創造・販路開拓に取り組み、経営規模の拡大を行いつつ、産地化、ブランド化を一層推進する。特に野菜・花きについては、施設栽培での環境制御技術の導入等により、また畜産については、ヘルパー制度の利用の促進や自動給餌器、搾乳ロボットの導入等により省力化を図る。

#### (5) 生産基盤整備の促進

生産性の向上を図るため、ほ場整備や畦畔除去などによる大区画化、用排水路のパイプライン化等の二次整備を進め、担い手等への農地の集積・集約化を図るとともに、作物の収量増や品質向上と野菜等への転換を図るため、暗渠排水等の排水対策を推進する。

特に、淡路地域など野菜等を組み合わせた多毛作体系の営農が定着している地域では、その形態に応じた整備を進めながら、整備率の向上を図る。

#### (6) スマート農業の普及・定着推進

担い手の減少や高齢化の一層の進行を踏まえ、ICTやセンシング技術、自動化技術など先端技術を活用し、各地域の営農条件等に対応したスマート化を推進することにより、作業の省力化など生産性の向上と農畜産物の高品質化等を図る。推進に当たっては、国等において開発が進む技術の現地実証を進め、それらの結果を踏まえ、本県の多様な自然環境や営農条件に適応した技術体系を確立するとともに、円滑な導入を支援する。

#### (7) 地域の多様な人材が支え合う持続可能な地域協働体制の確立

農業を副業的に行う経営体や自給的農家等についても、地域の農業を支える重要な役割を担っていることを踏まえ、営農の継続を推進する。また、地域計画の策定に向けた話し合いに非農家の参画を促し、担い手等と協力した水路や農道等の生産基盤の保全活動等への参画を働きかけ、地域協働体制の確立を推進する。

### 6 地域別の農業構造政策の推進方向

地域別には、本県の自然的・社会的及び経済的条件を勘案し、以下の地域区分ごとに農業構造政策を推進する。

なお、農業構造政策を推進するに当たっては、地域計画の策定・見直しに向けた地域での話し合いを進め、農地中間管理事業を通じた担い手への農地の集積・集約化を進める。また、担い手の確保が見込めない地域においては、地域就農・定着応援プラン

の策定や企業の参入・参画、半農半X人材等の確保支援などを積極的に推進し、農業に携わる人材の裾野を拡大する。

**(1) 県南農業地帯（阪神、播磨、丹波地域）**

- ア 土地利用型農業については、地域の営農状況、就労状況等を勘案し、農地中間管理事業を通じて担い手等への農用地の集積・集約を行い、作業条件の改善を進めながら規模拡大を促進する。
- イ 活発な集落営農が行われている地域においては、組織間連携により、その活動内容を充実強化させ、組織経営体の維持・発展を図る。
- ウ 都市近郊を中心とした集約的農業が営まれている地域については、担い手等を中心とする葉物野菜等の集約的作物による農用地の利用効率をさらに高めるような利用集積を進める。
- エ 大規模経営の育ちにくい中山間地域においては、高付加価値作物との複合化や農産加工等による経営の多角化を誘導し、農用地の有効利用を図るための利用集積を進める。

**(2) 県北農業地帯（但馬地域）**

- ア 円山川流域を中心とする平坦地域については、地域の営農状況、就労状況等を勘案し、農地中間管理事業を通じて担い手等への農用地の集積・集約を行い、作業条件の改善を進めながら規模拡大を促進する。
- イ 活発な集落営農が行われている地域においては、組織間連携により、その活動内容を充実強化させ、組織経営体の維持・発展を図る。
- ウ 大規模経営の育ちにくい中山間地域においては、集落営農の組織化の取組を強化し、高原地帯の冷涼な気候を活かした高付加価値作物との複合化や農産加工等による経営の多角化を誘導し、農用地の有効利用を図るための利用集積を進める。

**(3) 淡路農業地帯（淡路地域）**

- ア 三原平野を中心とした平坦地は、今後の機械化や多毛作経営に対応したほ場整備を積極的に推進するとともに、農用地の面的集積を進める。
- イ 島北部の山間地を中心とした棚田地帯及び南部の丘陵地帯の畑、果樹園地帯については、集落等を単位とした生産の組織化を図り、高付加価値作物との複合化や都市と農村の交流等による経営の多角化を誘導し、農用地の有効利用を図るための利用集積を進める。

**第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標**

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本県及び周辺地域で展開している優良事例を踏まえつつ、本県における主要な営農類型について、農業経営の指標を例示すると次のとおりである。

## 1 個別経営体

### (1) 水稻主体

経営規模	主な資本装備等	適応地域		
		県南	県北	淡路
<作付面積等> 水稻 24.5ha ばれいしょ 2.5ha ねぎ 1.6ha 作業受託 9.1ha その他 1.3ha  <経営面積> 30ha	<主な資本装備> ・トラクター(85ps、55ps等) 8台 ・コンバイン(5条、4条2台) 3台 ・田植機(7条、6条) 2台 ・ブームスプレーヤ(6500) 1台 ・ばれいしょ収穫機 1台 ・乾燥機(50石等) 5台 ・保冷库 2棟	○		
<作付面積等> 水稻 20ha (酒米15ha+うるち5ha) 作業受託 10ha 小麦 11ha 黒大豆 2ha その他 1ha  <経営面積> 33ha(借地30ha)	<主な資本装備> ・農業倉庫 500㎡ ・トラクター(76、65、50、43ps各1台) 4台 ・田植機(8条) 2台 ・コンバイン(5条) 3台 ・育苗施設 1式 ・乗用管理機 1台 ・乾燥機(60石 3台、45石 1台) 4台 ・粃すり機 1台 ・色彩選別機 2台	○	○	
<作付面積等> 水稻 8ha 黒大豆 2ha 黒大豆枝豆 1ha 作業受託 12ha  <経営面積> 11ha(借地10ha)	<主な資本装備> ・トラクター(45ps) 1台 ・田植機(乗用施肥機付5条) 1台 ・コンバイン(4条) 1台 ・黒大豆脱粒機、選粒機 1台 ・枝豆脱莢機、選別機 1台 ・予冷库 1台	○		
<作付面積等> 水稻 8ha  <経営面積> 8ha	<主な資本装備> ・トラクター(40ps) 1台 ・田植機(乗用6条) 1台 ・コンバイン(5条) 1台 ・リアマウント除草機 1台 ・乾燥調製機械 一式 ・ロータリー(40ps) 1台  <その他> コウノトリ育む農法等により高付加価値化。	○	○	

### (2) 野菜主体

経営規模	主な資本装備等	適応地域		
		県南	県北	淡路
<作付面積等> ブロッコリー 0.5ha	<主な資本装備> ・トラクター 3台	○		

<p>キャベツ 7ha          スイートコーン 0.8ha          水稲 5.5ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;          13.8ha(借地9.6ha)</p>	<p>・田植機 2台          ・野菜移植機 2台          ・収穫運搬台車 1台          ・乗用管理機 1台</p> <p>&lt;その他&gt;          播種から収穫作業まで機械化体系の確立により規模拡大を図る。ブームスプレーヤの利用、収穫運搬台車導入により労力軽減を図る。</p>			
<p>&lt;作付面積等&gt;          トマト 40a          きゅうり 17a</p> <p>&lt;経営面積&gt;          40a</p>	<p>&lt;主な資本装備&gt;          ・パイプハウス 2,000 m<sup>2</sup>、鉄骨ハウス 2,000 m<sup>2</sup>          ・暖房機・炭酸ガス発生装置各 2 台          ・高所作業車          ・動力噴霧器 一式          ・環境モニタリング機器、環境制御機器各 2 台          ・トラクター 1 台          ・養液土耕システム 1 式</p>	○		
<p>&lt;作付面積等&gt;          葉物野菜          ほうれんそう 延べ48a          しゅんぎく 延べ3a          こまつな 延べ57a          (施設合計 19.5a×5.5回転)          露地ほうれんそう 延べ45a</p> <p>&lt;経営面積&gt;          50a</p>	<p>&lt;主な資本装備&gt;          ・プレハブ倉庫 120 m<sup>2</sup>          ・パイプハウス 150 m<sup>2</sup> 13 棟          ・保冷库 2 坪          ・トラクター          ・動力噴霧機 一式          ・歩行型管理機</p>	○		
<p>&lt;作付面積等&gt;          たまねぎ 1ha          レタス 3ha          (年内 1.5ha、冬 1ha、春 0.5ha)          WCS用稲*2ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;          3ha</p>	<p>&lt;主な資本装備&gt;          ・トラクター 1台          ・たまねぎ移植機、収穫機 各1台          ・ブームスプレーヤ1台          ・歩行型管理機、マルチャー 各1台          ・全自動移植機 1台          ・レタス自動包装機 1台</p> <p>&lt;その他&gt;          機械化による省力栽培システムで経営。</p>			○
<p>&lt;作付面積等&gt;          だいこん 1.4ha          にんじん 2ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;          2.1ha</p>	<p>&lt;主な資本装備&gt;          ・トラクター 2台          ・だいこん洗浄機 1台          ・にんじん収穫機、洗浄機、選別機 各1台          ・畝立て同時播種機 1台          ・パワーショベル 1台</p>	○		
<p>&lt;作付面積等&gt;          高設栽培いちご 30a</p> <p>&lt;経営面積&gt;          30a</p>	<p>&lt;主な資本装備&gt;          ・ビニールハウス 3,000 m<sup>2</sup>          ・高設栽培装置 3,000 m<sup>2</sup>          ・育苗ハウス 500 m<sup>2</sup>          ・動力噴霧器 一式</p>	○	○	○
<p>&lt;作付面積等&gt;          ピーマン 30a</p>	<p>&lt;主な資本装備&gt;          ・動力噴霧器 1台          ・日射制御型拍動自動灌水装置 2台</p>		○	

<経営面積> 30a				
---------------	--	--	--	--

※WCS 用稲：家畜の飼料用として、稲の実が完熟する前に、稲の穂と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料（ホールクロップサイレージ：Whole Crop Silage）のことをいう。

### (3) 花き主体

経営規模	主な資本装備等	適応地域		
		県南	県北	淡路
<作付面積等> シンテッポウユリ 30a  <経営面積> 30a	<主な資本装備> ・パイプハウス【育苗用】 400 m <sup>2</sup> ・保冷库 2 坪 ・トラクター(23ps) 1 台 ・灌水設備 3 式 ・作業棟 ・下葉取り機 1 台  <その他> 連作障害対策として、4年1作の輪作体系・水稲は委託栽培。ゆり部会による共撰共販体制。低温貯蔵庫は JA 施設。	○		
<作付面積等> 電照ぎく 30a 夏ぎく 70a  <経営面積> 100a (施設 4,000 m <sup>2</sup> )	<主な資本装備> ・育苗ハウス 100 m <sup>2</sup> ・鉄骨ハウス 2,000 m <sup>2</sup> ・パイプハウス 2,000 m <sup>2</sup> ・電照施設 4,000 m <sup>2</sup> ・トラクター(15ps) 1 台 ・管理機(7ps) 1 台 ・結束機 1 台 ・選花機 1 台			○
<作付面積等> 小ぎく 40a 若松(育成年)100a 若松(出荷年)40a  <経営面積> 180a(施設 200 m <sup>2</sup> )	<主な資本装備> ・作業倉庫 100 m <sup>2</sup> ・育苗ハウス 600 m <sup>2</sup> ・トラクター(27ps、23ps 各 1 台) 2 台 ・梱包機、結束機 各 2 台  <その他> 小ぎくの挿し芽育苗による高品質化、電照栽培による開花調節を行う。	○		
<作付面積等> ストック 2,000 m <sup>2</sup> ×3 (年内出荷、彼岸出荷、二期作出荷) 施設夏ぎく 2,000 m <sup>2</sup>  <経営面積> 8,000 m <sup>2</sup>	<主な資本装備> ・パイプハウス 4,000 m <sup>2</sup> ・農業倉庫 100 m <sup>2</sup> ・頭上灌水装置一式 2,000 m <sup>2</sup> 分 ・冷蔵庫 ・トラクター(30ps) 1 台 ・結束機			○
<作付面積等> 花壇用苗物 延べ 77 a	<主な資本装備> ・栽培ハウス 11 棟 2,890 m <sup>2</sup>	○		

<p>(ハンジ、ホタテ、栄養系、企画苗、その他)</p> <p>&lt;経営面積&gt; 施設 2,890 m<sup>2</sup>×2.5 回転 露地 500 m<sup>2</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗ハウス 1 棟 125 m<sup>2</sup></li> <li>・播種機 1 台</li> <li>・ポットイングマシーン 1 台</li> <li>・ミキサー 1 台</li> <li>・暖房機 9 台</li> <li>・動力噴霧器 2 台</li> <li>・液肥混入機 1 台</li> </ul>			
<p>&lt;作付面積等&gt; カーネーション 4,000 m<sup>2</sup></p> <p>&lt;経営面積&gt; 4,000 m<sup>2</sup></p>	<p>&lt;主な資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイプハウス 4,000 m<sup>2</sup></li> <li>・農業倉庫 100 m<sup>2</sup></li> <li>・灌水配管 4,000 m<sup>2</sup></li> <li>・温風暖房機</li> <li>・養液土耕システム 1 式</li> <li>・冷蔵庫</li> <li>・トラクター(30ps) 1 台</li> <li>・結束機</li> </ul>			○
<p>&lt;作付面積等&gt; シクラメン 8a ローダンセマム 8a リンドウ 10a その他花壇苗類 36a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 30a(施設 3,000 m<sup>2</sup>)</p>	<p>&lt;主な資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加温ハウス 15 棟 3,000 m<sup>2</sup></li> <li>・倉庫(コンテナ) 1 棟</li> <li>・プレハブ(従業員用) 1 棟</li> <li>・トイレ(従業員用) 1 基</li> <li>・水道ポンプ 1 式</li> <li>・電気設備 5 台</li> <li>・動力噴霧器 1 台</li> <li>・ポットイングマシーン 1 台</li> <li>・暖房機一式 15 台</li> </ul>	○	○	

#### (4) 果樹主体

経営規模	主な資本装備等	適応地域		
		県南	県北	淡路
<p>&lt;作付面積等&gt; ぶどう シャインマスカット 25a ピオーネ 25a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 50a</p>	<p>&lt;主な資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ぶどう棚 50a</li> <li>・管理施設 74 m<sup>2</sup>(共同)</li> <li>・灌水施設 1 式</li> <li>・スピードスプレーヤー(5000) 1 台(共同)</li> <li>・運搬車 1 台</li> <li>・梱包機 1 台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt; 大型直売所販売、個人直売宅配による販売。</p>	○	○	○
<p>&lt;作付面積等&gt; なし 1 ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 1 ha</p>	<p>&lt;主な資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹棚(平棚) 1 ha</li> <li>・スプリンクラー 1 式</li> <li>・耕耘機(7ps) 1 台</li> <li>・動力噴霧器 1 台</li> <li>・重量判別機 1 台</li> <li>・運搬車 1 台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt; 早生・晩生品種の導入による労働分散、規模</p>		○	

	拡大、市場出荷と直売の組合せ。			
<作付面積等> 露地いちじく 50a キャベツ 120a 加工キャベツ 80a  <経営面積> 250a	<主な資本装備> ・いちじく棚 50a ・動力噴霧器 1台 ・トラクター(24ps) 1台 ・定植機 1台 ・クローラー型台車 1台	○		○

### (5) 茶

経営規模	主な資本装備等	適応地域		
		県南	県北	淡路
<作付面積等> 茶 6ha 加工受託 1.5ha  <経営面積> 6ha	<主な資本装備> ・生茶管理装置 1式 ・防霜ファン 1式 ・2人用茶刈り機 1台 ・管理機 4台 ・製茶機械設備 1式  <その他> 茶栽培から荒茶製造加工まで一貫生産。	○	○	

### (6) 畜産

<飼養頭数> 乳用牛 経産牛 60頭 育成牛 30頭  <作付面積> 飼料作物等 延べ4ha	<主な資本装備> ・成牛舎 500㎡ ・育成牛舎 180㎡ ・乾燥ハウス 280㎡ ・堆肥舎 300㎡ ・バルククーラー 1台 ・パイプラインミルクカー 1式 ・バーンクリーナー 1台 ・自動給餌機 1台 ・トラクター(50、20ps) 各1台 ・飼料収穫・調整用機械装置一式 ・マニュアルスプレッダー 1台  <その他> つなぎ飼い牛舎。	○	○	○
<飼養頭数> 乳用牛 経産牛 200頭 育成牛 100頭(預託含む)  <作付面積> 飼料作物等 延べ10ha	<主な資本装備> ・成牛舎(フリーストール) 4,000㎡ ・育成・乾乳牛舎 2,000㎡ ・堆肥舎 900㎡(3戸共同) ・発酵ハウス 700㎡(3戸共同) ・機械・飼料倉庫 ・ミルクキングパーラー 10頭ダブル ・バルククーラー 1台 ・TMRミキサー 1台 ・マニュアルスプレッダー 2台	○	○	○

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(50、20ps) 各1台</li> <li>・トラック、ダンプカー 各3台</li> <li>・ホイールローダー 4台</li> <li>・飼料収穫・調整用機械装置一式</li> </ul> <p>&lt;その他&gt; 大規模経営。</p>			
<p>&lt;飼養頭数&gt; 乳用牛 経産牛 150頭 育成牛 70頭</p> <p>&lt;作付面積&gt; 飼料作物等 延べ15ha</p>	<p>&lt;主な資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成牛舎(コンポストバーン) 1,800㎡</li> <li>・育成牛舎パトック含む 1,200㎡</li> <li>・飼料倉庫 1,000㎡</li> <li>・発酵ハウス(480㎡)、堆肥舎(500㎡)</li> <li>・バルククーラー 1台</li> <li>・搾乳ロボット一式 2台</li> <li>・TMR 1台、フィードステーション</li> <li>・タイヤショベル 1台</li> <li>・トラクター(100、50、32、24ps 各1台) 4台</li> <li>・WCS収穫機、ラッピングマシーン 各1台</li> <li>・マニュアルスプレッダー 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt; ロボット搾乳。</p>	○	○	○
<p>&lt;飼養頭数&gt; 繁殖和牛 成牛 50頭 育成牛 7頭</p> <p>&lt;作付面積&gt; 飼料作物 延べ5ha</p> <p>&lt;放牧利用&gt; 放牧地 3ha</p>	<p>&lt;主な資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎 750㎡</li> <li>・堆肥舎 150㎡</li> <li>・ホイールローダー 1台(3戸共同)</li> <li>・トラクター(40、30ps) 各1台(3戸共同)</li> <li>・マニュアルスプレッダー 1台(3戸共同)</li> <li>・飼料収穫・調整用機械装置一式</li> </ul> <p>&lt;その他&gt; 分娩間隔 12.0ヵ月、飼料給与の適正化と繁殖管理ツールの活用による受胎率向上。成牛は繋ぎ飼い・牛房群飼、子牛は月齢ごとに群飼し、追加哺乳による発育改善。</p>	○	○	○
<p>&lt;飼養頭数&gt; 肥育(黒毛和種去勢) 200頭</p> <p>&lt;作付面積&gt; 飼料作物等 延べ11ha</p>	<p>&lt;主な資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎(木造) 1,500㎡</li> <li>・堆肥舎(木造) 500㎡</li> <li>・牛舎兼管理舎(木造) 500㎡</li> <li>・タイヤショベル 1台</li> <li>・スキッドステアローダー 1台</li> <li>・マニュアルスプレッダー 1台</li> <li>・飼料収穫・調整用機械装置一式</li> </ul> <p>&lt;その他&gt; 肥育期間 23ヶ月、追込み制限給餌。 飼料生産は営農組合等と連携。</p>	○	○	○
<p>&lt;飼養頭数&gt; 繁殖牛 成牛 75頭 肥育牛 200頭</p>	<p>&lt;主な資本装備&gt; 繁殖</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎(木造) 560㎡ 2棟</li> <li>・堆肥舎 200㎡</li> <li>・倉庫 100㎡</li> </ul>	○	○	○

<p>&lt;作付面積&gt; 飼料作物等 延べ 21ha</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所 30 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>肥育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎(木造)1,500 m<sup>2</sup></li> <li>・飼料倉庫 500 m<sup>2</sup></li> <li>・堆肥舎 500 m<sup>2</sup></li> <li>・倉庫 200 m<sup>2</sup></li> <li>・事務所 30 m<sup>2</sup></li> <li>・家畜運搬車 1台</li> <li>・ダンプカー 1台</li> <li>・ホイールローダー 1台</li> <li>・スキッドステアローダー 1台</li> <li>・飼料収穫・調整用機械装置一式</li> </ul> <p>&lt;その他&gt; 繁殖・肥育一貫。 飼料生産は営農組合等と連携。</p>			
<p>&lt;飼養頭数&gt; 採卵鶏 150,000羽</p>	<p>&lt;主な資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成鶏舎 11,000 m<sup>2</sup></li> <li>・育雛舎 2,800 m<sup>2</sup></li> <li>・鶏ふん堆肥舎 1,000 m<sup>2</sup></li> <li>・GPセンター 350 m<sup>2</sup></li> <li>・洗卵選別機、卵自動詰機 一式</li> <li>・飼料倉庫 700 m<sup>2</sup></li> <li>・フォークリフト 3台</li> <li>・タイヤショベル 4台</li> <li>・飼料運搬車 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt; 鶏ふん処理は堆肥舎で堆肥化处理。3ヵ月毎に幼雛2万5千羽導入。強制換羽は無し。</p>	○	○	○
<p>&lt;飼養羽数&gt; ブロイラー 51,000羽 ×年間5～6回転</p>	<p>&lt;主な資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏舎 2,930 m<sup>2</sup></li> <li>・鶏ふんボイラー 1式</li> <li>・自動給餌機 1式</li> <li>・自動給水機 1式</li> <li>・細霧システム 1式</li> <li>・ショベルローダー 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt; 生存率 97%、飼育回転数5～6回、飼料要求率1.71。</p>	○	○	○

(注)「個別経営体」とは、個人又は一世帯によって農業が営まれている経営体であって、他産業並みの労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るものとし、営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成は、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者2人程度として示している。

## 2 組織経営体

経営規模	主な資本装備等	適応地域		
		県南	県北	淡路
<作付面積等> 水稲 16ha 大豆 15ha 小麦 16ha はくさい 1ha <経営面積> 48ha 主たる従事者 1人 ※その他従事者 4人	<主な資本装備> ・トラクター(40ps) 3台 ・乗用側条施肥田植機(6条) 2台 ・自脱型コンバイン(5条) 1台 ・普通型           〃       1台 ・ブロードキャスター 1台 ・ロータリー 2台 ・乗用管理機 1台 ・ブームスプレーヤ 1台 <その他> 育苗及び乾燥調製は共同利用施設利用。	○	○	
<作付面積等> 水稲 50ha 小麦 50ha 大豆 20ha <経営面積> 70ha 主たる従事者 5人	<主な資本装備> ・トラクター 5台 ・乗用管理機 2台 ・自脱型コンバイン 3台 ・乗用田植機 1台 ・播種機 3台 ・汎用コンバイン 2台 ・軽トラック 4台 ・フレールモア 2台 ・鎮圧ローラー 1台 ・ブロードキャスター 2台 <その他> 育苗及び乾燥調製は共同利用施設利用。	○	○	○

(注)「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)とし、農用地利用改善団体等から組織経営体となる場合は、構成員数を40戸程度とした。

### 3 各作目別の10年後の技術体系、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の見通し

作 目	導入する技術体系、作付体系	経営管理の合理化の手段 農業従事の態様の改善
共 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマート農業技術の普及・定着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OA機器による経営管理（簿記、作付計画、労務管理）</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・自己資本の充実</li> <li>・農協等による機械類のリース・レンタル制度の導入</li> <li>・作業の分業化（外部委託）</li> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止</li> <li>・組織経営体にあつては、 ア 給料制の導入 イ 従事者全員の社会保険加入 ウ 労働環境の快適化のための環境整備</li> </ul>
水 稲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定高性能農業機械の効率的な利用 側条施肥田植機、汎用コンバイン等</li> <li>・省力低コスト技術の導入 直播栽培（湛直、乾直）、疎植栽培</li> <li>・ほ場のレーザー均平</li> <li>・組織経営体にあつては、湛水直播、防除作業における無人ヘリの導入</li> <li>・高温耐性のある良食味・多収などオリジナル品種等の開発・導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織経営体にあつては、完全雇用制による安定就業補償</li> <li>・ICT技術の活用による農業経営改善</li> </ul>
野 菜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高品質・付加価値生産販売の対応 有機栽培 兵庫県認証食品の認証取得推進 観光農業・直売等の導入</li> <li>・高能率、省力機械化技術の導入 畦立整形機（マルチャー等） 真空播種機（葉物野菜等） 移植機（キャベツ、レタス、はくさい、たまねぎ等） 多目的管理機（中耕、培土、防除等） 包装機（レタス、葉物野菜等） ほ場内収穫物運搬車 その他収穫機（たまねぎ、にんじん、ねぎ等）</li> <li>・高品質、安定多収栽培技術・持続性の高い生産方式の導入 接ぎ木栽培（トマト等） 訪花昆虫利用 セル成型苗育苗 合成性フェロモン剤・生物農薬利用技術 肥効調節型肥料施用技術</li> <li>&lt; 養液栽培 &gt;</li> <li>・環境制御管理システム</li> <li>&lt; 果菜類、葉物野菜等 &gt;</li> <li>・周年栽培体系・高設栽培・養液土耕栽培</li> <li>&lt; 葉茎菜類、根菜類 &gt;</li> <li>・機械化体系による省力生産管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数品目の組み合わせによる労働分散</li> <li>・定植、収穫、調製・選別、その他管理作業等の雇用導入・分業化</li> </ul>

果 樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早～晩生種、露地・施設栽培の組み合わせ</li> <li>・施設等の共同利用、作業の共同化</li> <li>・共同選果場の利用</li> <li>・高品質、省力低コスト化技術の導入 わい化栽培、低樹高栽培 早期成園化(密植、高接ぎ等) 防除かん水施設 園内作業道及び運搬機(モルセル等) スピードスプレーヤー</li> <li>・高付加価値販売(観光、直売等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受粉、袋掛、摘花、摘果等管理及び収穫、選別調整作業時の雇用導入</li> </ul>
茶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防霜ファン設置による生産安定</li> </ul>	
花 き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早～晩生種、露地・施設栽培の組み合わせ</li> <li>・作業の分業化(外部委託) 育苗、選別調整、荷造作業</li> <li>・施設・機械等の共同利用(選別梱包機・冷蔵庫等集出荷施設等)</li> <li>・高品質化、省力化、低コスト化、自動化技術の導入 ロックウール栽培 温室管理の自動制御化 無人防除システムの導入 高付加価値型販売(観光、直売等) 養液土耕栽培</li> <li>・オリジナル品種・高温耐性品種・品目・商品の開発、導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫、選別調整、その他管理作業等の雇用導入</li> </ul>
畜産共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜糞尿の低コスト処理システム</li> <li>・堆肥の広域流通対策技術の導入(鶏ふんペレット等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境整備</li> </ul>
酪 農	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TMR 給与<sup>*1</sup>の活用による飼養管理の合理化</li> <li>・個別別自動給餌システム</li> <li>・ミルクバレー</li> <li>・ロボット搾乳技術</li> <li>・細断型ロールバレーを使ったコーンサイレージ生産</li> <li>・フリーストール、フリーバーン方式の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパー制度の活用による休日の確保</li> </ul>
肉用牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥育マニュアルに沿った飼養管理</li> <li>・育種価<sup>*2</sup>等を活用した牛群改良</li> <li>・多頭飼育管理に適合した低コスト牛舎構造</li> <li>・繁殖経営における早期離乳</li> <li>・放牧の効率的利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパー制度の活用による休日の確保</li> </ul>
採卵鶏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏舎のウインドレス化</li> <li>・特殊鶏卵の生産</li> <li>・飼料用米の活用</li> <li>・トレーサビリティシステムの導入</li> <li>・G PセンターにおけるH A C C Pの普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動給餌、集卵・選別システムの導入による省力化</li> </ul>

ブローラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別経営体：特殊鶏肉の生産</li> <li>・ 飼料用米の活用</li> <li>・ 大規模経営は、適切な衛生管理対策と生産計画に基づくホルイン・ホルアウトの実施</li> <li>・ 産地銘柄の統一</li> <li>・ トレーサビリティシステムの導入</li> </ul>	
-------	--	--

(注) \*1 TMR 給与(Total Mixed Rations)

乳牛が必要とするすべての栄養分を満たすようにサイレージ、乾草、濃厚飼料、ミネラル、ビタミンなどの飼料原料を混合し給与するもので、牛のえり食いを防止する。飼料設計には、栄養知識に基づいた十分な配慮が必要。

\*2 育種価

親から子に伝達される遺伝的能力の評価値。

### 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に兵庫県内で展開している優良事例を踏まえつつ、兵庫県における主要な営農類型については、第2の1を参考とし、第1の5の(2)のイに示す目標を目指すものとする。

## 第4 農業を担う者\*の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

都市近郊の立地等本県の強みを活かし、将来にわたる持続可能な農業を展開していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織等の担い手について、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域毎の受入から定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、中小・家族経営、副業的に行う経営体などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。

※農業を担う者は、以下のとおり。

- ア 認定農業者等の担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準達成者）
- イ ア以外の多様な経営体（継続的に農用地利用を行う中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営等等）
- ウ 委託を受けて農作業を行う者

## 2 兵庫県農業経営・就農支援センター

農業経営基盤強化促進法第 11 条の 11 に基づき、本県では県及び（公社）ひょうご農林機構を兵庫県農業経営・就農支援センターの業務を行う拠点として位置づける。

## 3 支援体制の整備の方針

県は、（公社）ひょうご農林機構を中心として、関係機関・団体と役割分担の上、相互に密接な連携を図りながら、農業経営の合理化や改善、法人化及び青年等の新規就農を促進するものとする。

また、兵庫県農業経営・就農支援センターの運営に協力し、かつ、運営の一部について請負又は助言等の活動を行う市町、農業系団体、商工系団体等（協議会等の任意組織を含む。）を伴走機関として位置付けるものとする。

### (1) 就農支援

ア 県は本方針に基づき、就農支援に係る県域の拠点であるひょうご就農支援センター（事務局：（公社）ひょうご農林機構）と地域の拠点である地域就農支援センター（事務局：農業改良普及センター）の円滑な連携の調整を図るとともに、青年農業者等育成確保関係事業を総合的かつ体系的に実施する。また、青年等が将来、効率的かつ安定的な農業経営体へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

各農業改良普及センターは、学校教育等との連携を図りながら就農候補者の把握や中高年齢者の新規就農候補者の把握に努めるとともに、就農促進のための相談活動を行う。また、新たに就農しようとする青年等の農業への適性の把握、青年等就農計画の樹立及び青年等就農計画の目標達成に向けての指導援助、青年農業者等の資質・能力向上のための各種研修の実施、青年農業者等の自主的組織活動の指導援助等を行う。

兵庫県立農業大学校においては、農業者及び就農希望者の研修教育の中核的機関として農業後継者の養成や青年農業者等の各種研修を行う。

イ （公社）ひょうご農林機構は、就農支援に係る県域の拠点であるひょうご就農支援センターによる青年等の就農促進のための情報提供や相談活動、青年等の就農促進に関する調査、啓発活動、必要に応じた全国新規就農相談センター等との連携、さらには青年農業者等の育成・確保に関する諸事業を実施し、学生から社会人、農業参入希望企業等までの幅広い層を対象に就農準備段階から経営確立までの一貫した支援を行う。

また、農業法人等への就農を促進するため、兵庫労働局及び公共職業安定所と連携し、青年等が円滑に就農できるよう努める。

さらに、農業委員会との連携により就農希望者に対する就農相談や各種の情報提供のほか、就農促進に関する調査、農用地に関する情報の収集・提供や相談・斡旋等を行うなど青年等の就農促進機能を発揮する。

加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律第 4 条（平成 25 年法律第 101 号）の規定に基づき指定された農地中間管理機構として、新規就農者の農用地の借入等を支援する。

- ウ 地域就農支援センターは、就農支援に係る地域の拠点として、関係機関と連携して就農希望者や新規就農者個々の段階に応じた支援方針のもとに各種支援事業の実施やコーディネート、農業技術・経営手法の早期習得を支援する。
- エ 各市町は、市町基本構想等に基づき、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、就農支援センター等と連携し、就農促進のための条件整備や就農地の確保等に努めるとともに、地域ぐるみの就農促進体制づくりを進める。また、青年等が地域計画に農業を担う者として位置付けられるよう促すとともに、就農準備資金、経営開始資金、青年等就農計画の活用を行う。
- オ 兵庫県農業協同組合中央会、各農業協同組合は、兵庫県農業経営・就農支援センターと連携して青年農業者等の組織育成と活動の支援を行う。また各農業協同組合は、生産及び流通面において就農青年等に対し指導援助を行うとともに、農業制度資金の貸付け窓口として金融面での支援を行う。
- カ (株)日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫等は、青年等就農資金の貸付け主体として金融面での支援を行う。
- キ 兵庫県農業経営士会、同女性農漁業士会、同青年農業士会、同農業青年クラブ連絡協議会等は、関係機関と連携を図りながら、就農促進のための地域での環境づくりや、就農青年等に対する技術、生活、組織活動等の指導助言を行う。
- ク 就農希望者に対する技術、農地、資金、研修先等関係情報の提供及び相談を円滑に行うため、(公社)ひょうご農林機構を中心として、関係機関・団体等が一体となって、情報収集、提供体制を整備し、基礎的な就農関係情報に係る相互の情報交換を行う。

## (2) 農業経営支援

県及び(公社)ひょうご農林機構は、農業経営の法人化、円滑な経営継承、新規就農者及び雇用就農者の定着促進等の多様な経営課題に対応するため、関係機関と連携して農業経営に関する相談体制を整備し、農業者に対する経営相談・診断、経営課題に応じた専門家派遣等により、農業経営の法人化、農業経営の確立・発展、経営資源の確実な次世代への継承等を促進する。

## 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

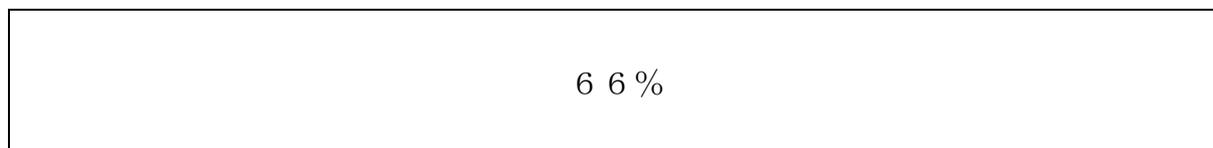
県内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積・集約化を進めるため、担い手間の調整や基盤整備等を行い、県、市町、農業委員会及び農地中間管理機構等関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の集約化や集積面積の増加を図る。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たす経営体を含め新規就

農の促進等を図る。

なお、各地域における営農類型を踏まえつつ、将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

## ○効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアについての目標



- (注) 1 目標は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアである。
- 2 目標年次はおおむね10年先とする。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

### 1 基本的な取組

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の育成と、第5で示すこれらの経営が地域の農用地利用に占める面積シェアの目標の達成を図るためには、県下全体で今後10年程度で過去の実績の約1.5倍の農地の集積・集約化が必要であり、面的集積の推進も踏まえ、従来にも増して積極的な取組が必要である。

このため、県は、「担い手・農地施策の一体的推進について（令和3年7月26日付け農営第1309号農政環境部長通知）」に基づき、本庁段階においては、本庁推進チーム、地域段階においては、県民局推進チームを整備するとともに、兵庫県農業協同組合中央会、（公社）ひょうご農林機構、兵庫県土地改良事業団体連合会及び近畿農政局兵庫県拠点等の関係機関との連携を図り、農業経営基盤の強化の促進のための体制を整備する。

### 2 地域計画推進事業の推進

地域計画の策定の推進に当たっては、農業者、農地所有者だけでなく、地域に関わる若者や住民等の幅広い関係者を巻き込み、一体となって地域の課題について話し合う機会を設けることを支援する。また、話し合いを通じて明確化した将来の担い手と農地利用の姿の実現に向け、県、市町、農業委員会、兵庫県農業協同組合中央会、（公社）ひょうご農林機構及び兵庫県土地改良事業団体連合会等関係機関が各種施策を効率的かつ有機的に連携させ支援する。

### 3 農用地利用改善事業の推進

地域における話し合いによる合意形成の場とし、農用地等の地域資源の保全、及び有効利用並びに担い手等に対する農用地の利用集積を進めるために農用地利用改善団体の設立及び活動の強化を推進する。

一方、集落営農の盛んな地域においては、農用地利用改善団体の活動内容を充実さ

せ、協業経営体化により組織経営体として育成する。

更に、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあつては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人及び特定農業団体の設立を推進する。

#### 4 その他農業経営基盤の強化を促進するための事業の推進

農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体に重点的、効果的に実施する。

#### 5 法人化への誘導

家族経営では経営と家計を分離し、経営内での後継者や女性など農業者それぞれの役割や地位を明確にするうえで、また、農業を副業的に担う経営体等を含む生産組織、集落営農組織では経営主体の明確化による経営体としての確立や後継者の確保のために、法人化は有効な手段であることから、経営の指導を担当する者の養成、農地所有適格法人の設立・運営に向けた指導強化等を図る。

#### 6 ほ場整備を契機とした農用地の利用集積の促進

ほ場整備や二次整備、排水対策等の基盤整備事業等を積極的に推進し、併せて土地改良区による土地利用調整を通じて、換地を契機とした利用権の設定、農作業受委託等の総合的推進により担い手等への面的な農用地の利用集積を促進する。

#### 7 地域における指導機能の強化

農林（水産）振興事務所は、土地改良事務所（センター）、農業改良普及センターと協力し、（公社）ひょうご農林機構、市町、農業委員会及び農業協同組合等団体との連携を進め、地域における指導機能の強化と総合化を図る。

特に、地域農業の担い手、農業を副業的に行う経営体、自給的農家、土地持ち非農家等間の連携及び役割分担による健全な農村コミュニティ形成のための徹底した話し合いや、自主的かつ計画的な経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し、適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修を実施する。

### 第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構に指定された（公社）ひょうご農林機構は、農用地等の中間保有、再配分機能を活用し、本県の農業を担う者の農業経営基盤の強化を図るため、次に掲げる事業の範囲内において、農業経営基盤強化促進法第7条に規定されている事業を行う。

- 1 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

2 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

3 1 に掲げる事業により、買入れた農用地等を利用して行う新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

(附則)

この基本方針は平成 6 年 1 月 28 日から施行する。

この基本方針は平成 10 年 7 月 21 日から施行する。

この基本方針は平成 12 年 6 月 20 日から施行する。

この基本方針は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この基本方針は平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

この基本方針は平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

この基本方針は平成 18 年 3 月 13 日から施行する。

この基本方針は平成 22 年 3 月 12 日から施行する。

この基本方針は平成 26 年 6 月 19 日から施行する。

この基本方針は平成 28 年 6 月 20 日から施行する。

この基本方針は令和 5 年 6 月 30 日から施行する。